

振替納税のメリット

1 簡単！

- ・初回のみ「振替依頼書」を提出するだけ！
- ・毎年継続して利用可能！

2 便利！

- ・振替日に預貯金口座から自動で引落し！
- ・納付を忘れる心配なし！

※残高不足等で引落しができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。

利用方法

- | | |
|--------|---|
| ✓ 提出物 | 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書) |
| ✓ 提出方法 | ●オンライン(e-Tax)で所轄の税務署へ提出する おすすめ！
or
●書面で所轄の税務署又は金融機関へ提出する |
| ✓ 提出期限 | 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和8年3月16日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者) → 令和8年3月31日(火) |

振替納税についてはこちら



オンライン(e-Tax)での提出方法についてはこちら



ほかにも
あります！

簡単・便利なキャッシュレス納付

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- クレジットカード納付
- インターネットバンキングによる納付
- スマホアプリ納付

納付書がなくても
納付できるんだね！！



キャッシュレス納付
についてはこちら



e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された方や、納付書を使用しない納付手段により納付された方には、納付書は事前送付されません。

詳しくはこちら



納税が困難な方には猶予制度があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁
ホームページへ



税務署 電話受付時間

8:30~17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

